

令和4年5月19日

国土交通省 中部地方整備局

木曽川上流河川事務所

お知らせ

国営木曽三川公園において民間事業者との連携を加速します

～ 秋開園予定のフラワーパーク江南バーベキューエリアの公募に向けたマーケットサウンディング調査 ～

1. 概要

- 国営木曽三川公園三派川地区^{さんばせん}に位置するフラワーパーク江南Ⅰ期地区は、「花とみどりの学習」をテーマとして平成19年に開園し年間約100万人の来園者で賑わっています。
- 木曽川上流河川事務所では、樹林の散策、植物観察、自然とふれあえ、遊べる「故郷の森」^{ふるさと}のⅡ期地区について、今年秋の開園を目指し整備を進めています。
- 「Ⅱ期地区のバーベキューエリア等」においては、より利用者のニーズに即したサービスを行っていくため、民間事業者と連携していくこととしました。
- バーベキューエリアの整備・運営に関する民間事業者の公募については、8月頃を予定しています。

2. マーケットサウンディング調査について

- ◇公募に先立ち、公募条件等を検討するために民間事業者を対象としたマーケットサウンディング調査（現地見学会・個別対話）を以下のとおり実施します。
 - 6月13日（月）現地説明会
 - 6月20日（月）個別対話（1事業者30分程度）※個別対話について上記日程で都合が合わない場合は別途調整させていただきます。
- ◇参加を希望される方は、6月9日（木）までに別途にて申し込みをお願いします。

3. 添付資料 : あり

4. 配布先 : 中部地方整備局記者クラブ、岐阜県政記者クラブ、三重県政記者クラブ、第二県政記者クラブ

5. 問合せ先 : 国土交通省 木曽川上流河川事務所
副所長 原 幹彦、河川公園課長 馬場 浩彰
○勤務時間内（平日 午前8時30分～午後5時15分）
058-251-1379（河川公園課直通）

別添

マーケットサウンディング調査の目的

- 本公園のバーベキュー事業の市場性の有無や事業スキームに対する民間事業者の皆様
様の意向等を事前に把握することで、参入しやすい公募条件や実現性の高い事業内容
を検討し、今後予定している事業の公募内容等に反映することを目的として実施します。
なお、バーベキューエリアと合わせて、公園を魅力的にする事業の提案も募集します。

フラワーパーク江南Ⅱ期地区(バーベキューエリア等)の運営に関する公募方針(案)

※マーケットサウンディング調査を踏まえ8月に詳細(公募要領)を公表予定

フラワーパーク江南の概要

- 都市生活空間においてゆとりとるおいを実感できる花と緑豊かな美しい環境を創出し、
多くの方々が参加・体験できる公園として、平成19年度に開園しました。
- 現在、公園の拡張に向けた整備(Ⅱ期地区)を実施しており今年の秋に開園予定です。



Ⅱ期地区整備イメージ



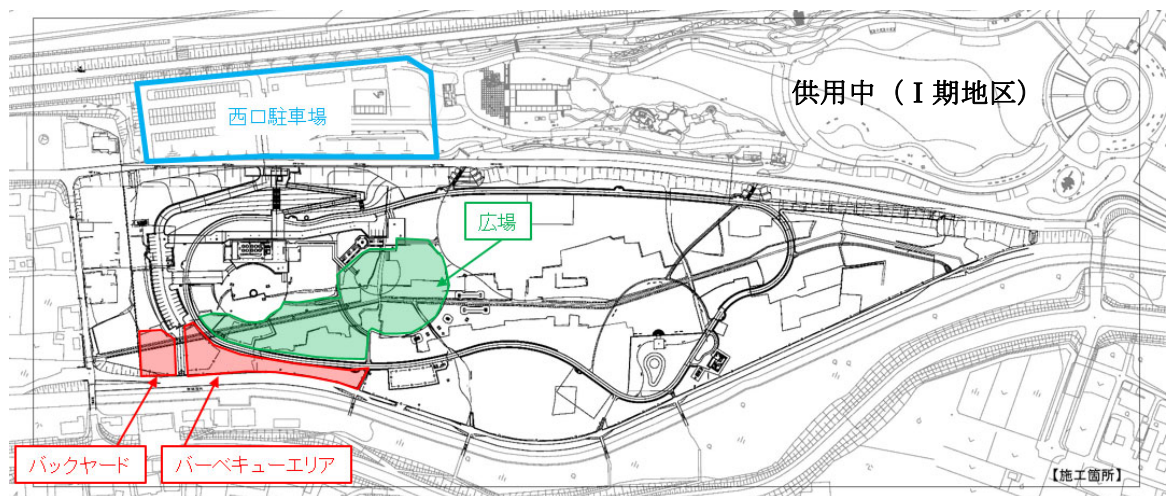
公募対象エリア(案)

- バーベキューエリア(バックヤード含む)
- 広場



※1 : 運営・維持管理 (必要があれば施設の整備・改築) を必ず行っていただくエリア

※2 : 運営・維持管理 (必要があれば施設の整備・改築) を行うことが可能なエリア



事業範囲(案)

- バーベキューエリアでの運営(営業)
- 公募対象エリアの運営・維持管理
- なおバーベキューと合わせて、公園利用者の利便の向上に資する提案を行うことも可能

その他諸条件(案)

民間事業者が国から都市公園法第5条第1項の設置管理許可を受けてバーベキュー施設等の整備・管理を行う

- 事業期間:設置管理許可日 ~ 最長 10 年間
- 運営開始時期:令和5年4月を想定しているが、民間事業者との協議による
- 営業期間:民間事業者が提案(4月~10月頃は必須とする場合あり)
- 営業時間:公園開園時間内が基本(社会実験等を実施し、周辺地域への影響を把握した上で、夜間営業について検討していくことは可)
- 設置可能な施設例:テント、コンテナハウス、キッチンカー(民間事業者にて設置)
- 設備条件:水道及び電気は、民間事業者との調整の上、公園管理者にて配管・配線
- 使用料:土地に関し、使用面積に応じた使用料及び水道・電気使用料の負担が必要

今後の主な流れ(案)

- マーケットサウンディング調査 (6月13日(月)現地説明会 6月20日(月)個別対話)
 - 〔 現地説明会について、西口駐車場に集合しバーベキューエリアにて実施予定
個別対話については、個別で別途連絡いたします
- 公募開始 (8月頃を予定)
- 公募受付終了 (10月頃を予定)
- 公募者による提案事業のプレゼンテーション
- 提案事業評価委員会の開催
(有識者会議を設置して事業予定者を選定)
- 事業予定者の決定 (11月頃を予定)
- 設置管理許可
(都市公園法第5条第1項の規定により、公園施設の整備・管理を行う許可)
- 事業者との協定締結
 - ・バーベキュー施設及び提案施設の設置・管理・運営
 - ・不可抗力及び法令等の変更
 - ・契約保証
 - ・協定期間及び協定の解除 等
- 開業に向けた準備
- 開業

提案事業の評価基準(案)

○提案いただいた内容を以下の項目や視点により評価します。

評価項目	評価の視点
(1) 事業の実施方針	①フラワーパーク江南Ⅱ期地区の特性等を踏まえた事業運営の基本的考え方について評価する。
(2) 事業実施体制	①バーベキュー運営に関する実績やノウハウについて評価する。
	②業務の実施体制について評価する。
(3) 施設の整備・管理運営計画	①公園利用者の利便や集客の向上に資する整備・改修計画について評価する。
	②公園利用者の利便や集客の向上に資する運営・維持管理計画について評価する。
(4) 事業計画	①持続的な資金計画、収支計画を評価する。
(5) 価額審査	①公募必須エリアに係る使用料の額を評価する。

国営木曾三川公園フラワーパーク江南Ⅱ期地区（バーベキューエリア等）
マーケットサウンディング調査（現地説明会・個別対話）

申 込 書

◇現地説明会 : 令和4年6月13日（月）

事業者名・部署名	参加者名

◇個別対話 : 令和4年6月20日（月）

事業者名・部署名	参加者名

※ 参加を希望される方は6月9日（木）までにお申し込みください。

申し込み先

国土交通省 中部地方整備局 木曾川上流河川事務所河川公園課

F A X : 058-251-1564

Eメール : cbr-kisojyo-kouen@mlit.go.jp

貴者連絡先	
TEL	
FAX	
Eメール	